

## 茨木市建設工事等請負業者選考要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）で、指名競争入札及び随意契約をする場合の業者（以下「指名業者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

(業者資格)

第2 指名業者の資格は、関係法令によるもののほか、次の各号によるものとする。ただし、随意契約で建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書に定める軽微な建設工事等の請負業者である場合又は特にこの要領によりがたいと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 市が発注する建設工事等の種類により適切な建設工事等の資格を有する業者であること。
- (2) 本市に建設工事入札参加資格審査申請を行い、等級別に格付された業者であること。

(指名順位)

第3 指名業者を選考する場合の指名順位は、次の各号に掲げる順序とする。ただし、建設工事に係る業務委託については、この限りでない。

- (1) 第1希望業種及び市が発注する建設工事等の種類が同じである市内業者
- (2) 第2希望業種及び市が発注する建設工事等の種類が同じである市内業者
- (3) 業種及び市が発注する建設工事等の種類が同じである市外業者

2 前項に掲げる「市内業者」とは市内に本社又は本店を有する業者を、「市外業者」とは市内業者以外の業者を、「第1希望業種」、「第2希望業種」及び「業種」とは本市建設工事入札参加資格審査申請時に申請者が選択した業種をいう。

(指名基準)

第4 指名業者の選考は、別表第1工事別等級別基準表（以下「発注基準」という。）によるほか、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該工事に対する地理的条件
- (2) 施工能力の現状
- (3) 不誠実な行為、社会的信用度の低下の事実の有無
- (4) 技術者等の現状
- (5) 手持工事の現状
- (6) 工事経歴その他本市における工事施工実績等

(指名業者数)

第5 指名業者数は、次に定めるところによる。ただし、特にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 指名競争入札 別表第2工事別指名業者数基準表に記載の業者数とする。
- (2) 随意契約 3者の見積合せを原則とする。ただし、工事内容により3者以上又は3者未満の見積合せをすることができる。

(業者選考の特例)

第6 指名業者のうち第3第2項に規定する市内業者については、育成等の見地により次の各号に掲げる建設工事等の金額の範囲内において優先指名をすることができる。ただし、特殊な工事等やむを得ないものについては、この限りでない。

- (1) 土木工事 4億円未満
- (2) 建築工事 6億円未満
- (3) 電気工事 1億3,000万円未満
- (4) 管工事 1億3,000万円未満
- (5) 舗装工事 1億3,000万円未満
- (6) 塗装工事 1億3,000万円未満
- (7) 造園工事 1億3,000万円未満
- (8) 管更生工事 4億円未満
- (9) 水道管布設工事 1億3,000万円未満

2 指名業者のうち第3第2項に規定する市内業者については、第4に定める発注基準にかかわらず別表第3に定める市内発注基準表によるものとする。

3 新規登録業者については、建設工事等の発注状況を勘案の上、次の各号に定めるところにより指名することができる。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 初年度 原則として指名しない。
- (2) 2年度 建設工事等の設計金額が少額なものから数回程度指名し、施工実績、工事成績等の状況を判断し、優れていると思われる業者について順次指名する。

4 次に定める建設工事等についてこの要領によりがたいと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする建設工事等
- (2) 災害復旧工事
- (3) 関連工事等で現に施工中の業者等に施工させるのが市にとって得策であると考えられる建設工事等  
(業者の決定等)

第7 指名業者の決定は、茨木市事務決裁規程（平成13年茨木市訓令第2号）に基づく工事及び委託の事業施行決定区分によるものとする。

2 第6第4項に掲げる建設工事等について工事担当課長は、契約担当課長に指名業者の選考について事前に意見を申し出ることができるものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、建設工事等の指名業者の選考について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、昭和58年4月1日から実施する。

2 茨木市建設工事請負業者選考要領（昭和55年7月4日実施）及び茨木市建設工事

請負入札指名基準（昭和52年5月1日適用）は、廃止する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和63年8月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成23年9月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の規定は、平成23年9月1日以後に実施する建設工事等の指名業者の選考について適用し、同日前の建設工事等の指名業者の選考については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成24年8月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の規定は、平成24年8月1日以後に実施する建設工事等の指名業者の選考について適用し、同日前の建設工事等の指名業者の選考については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

## 工事別等級基準表

単位：円

等級	土木	建築	電気	管	舗装	塗装	造園
A上	4億以上	6億以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上
A下	4億以上	6億以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上	1億3000万以上
B上	4億以上 10億未満	6億以上 10億未満	1億3000万以上 5億未満	1億3000万以上 5億未満	6000万以上 3億未満	1億3000万以上	1億3000万以上
B下	5000万以上 4億未満	5000万以上 6億未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万以上	1億3000万以上
C上	3000万以上 4億未満	3000万以上 6億未満	6000万未満	6000万未満	6000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満
C下	5000万未満	5000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満

摘要 指名業者が不足する場合には、上位又は直近下位の等級に属する指名業者の中から指名することができる。



## 市内発注基準表

単位：円

市内等級	土木	建築	電気	管	舗装	塗装	造園	管更生	水道管布設
SA	2000万以上 8億未満	5000万以上 13億未満		3000万以上 5億未満	1000万以上			2000万以上 8億未満	3000万以上 5億未満
A	1000万以上 4億未満	1000万以上 6億未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1000万以上 4億未満	1億3000万未満
B	500万以上 1億5000万未満	500万以上 1億5000万未満	8000万未満	8000万未満	8000万未満	8000万未満	8000万未満	500万以上 1億5000万未満	8000万未満
C	5000万未満	5000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満	4000万未満	5000万未満	4000万未満
D	2000万未満	2000万未満						2000万未満	
市内優先金額	4億未満	6億未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	1億3000万未満	4億未満	1億3000万未満

摘要 小規模工事及び営業所近接工事については、指名対象金額の下限の基準を適用しないことができる。  
指名業者が不足する場合については、上位又は直近下位の等級に属する指名業者の中から指名することができる。